

資料提供（投げ込み） 令和3年7月21日（水）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
市民部市民交流課 （電話059-229-3252）	市民交流課長 落合 勝利

津市自治会問題に関する損害賠償金の支払について

このことについて、本市が平成25年度及び平成26年度に相生町自治会に交付した津市防犯灯設置補助金について、田邊哲司氏が虚偽の書類を提出して、本市職員を誤信させ、当該補助金を交付させていたことが推認されることから、令和3年7月2日（金）に、同自治会に対し、当該補助金の交付決定の取消し及び返還命令を行うとともに、田邊哲司氏に対し、当該補助金返還命令相当額の損害賠償請求を行ったところ、同月21日（水）、同氏から、損害賠償金の全額となる952,728円（当該補助金相当額700,000円及び遅延損害金252,728円）の支払がありました。

その内容は、下記のとおりです。

記

1 損害賠償金の内容

- (1) 平成25年度に相生町自治会に交付した津市防犯灯設置補助金相当額200,000円及び補助金の受領の日から支払日までの法定利率による遅延損害金78,238円
- (2) 平成26年度に相生町自治会に交付した津市防犯灯設置補助金相当額500,000円及び補助金の受領の日から支払日までの法定利率による遅延損害金174,490円